児童館

児童館の概要

児童館は、児童福祉法第 40 条に規定される児童 厚生施設の1つで、厚生労働省によって発表された 「平成20年社会福祉施設等調査報告」によると、全国 の児童館設置数は4,689か所となっている。その運 営主体のほとんどは都道府県や市区町村の公営であ るが、一部は社会福祉法人などの民営である。

児童館の対象は、18歳未満のすべての児童とされているが、実際は概ね3歳以上の幼児、学童が対象となっている。

事業内容は、「児童の健全な遊び場の確保、健康増進、情操を高めることを目的とした事業」とされており、具体的には、「遊びを通じての集団的・個別的指導」「母親クラブ等の地域組織活動の育成・助長」「放課後児童の育成・指導」「子育て家庭への相談」等が実施されている。

児童館種別と、地域による名称の違い

児童館は47都道府県すべてに存在しているが,児童館が存在しない市区町村もある。名称も「〜児童館」「〜こどもセンター」など,地域によって様々である。特に,大型児童館は,「ビッグバン (大阪府)」「子ども総合科学館 (栃木県)」など,独自の名称となっている。

種別は、以下の6種類である。

① 小型児童館

設置数は全国で最も多く,小地域を対象として, 児童の健全育成に関する総合的な機能を有するも の。

② 児童センター

小型児童館の機能に加えて、運動、遊びを通し て体力増進を図ることを目的とした指導機能を有 するもの。

③ 大型児童館A型

児童センターの機能に加えて、都道府県内の小型児童館、児童センター及びその他の児童館の指導及び連絡調整等の役割を果たす中枢的機能を

有するもの。

④ 大型児童館B型

小型児童館の機能に加えて、自然の中で児童を 宿泊させ、野外活動が行える機能を有するもので、 平成22年5月現在、全国で3件のみの設置となっ ている。(茨城県立児童センター「こどもの城」、 新潟県立「こども自然王国」、姫路市宿泊型児童館 「星の子館」)

⑤ 大型児童館C型

広域を対象として、劇場・ギャラリー・屋内プール・コンピュータプレイルーム・歴史科学資料展示室・宿泊研修室・児童遊園等が適宜附設され、多様な児童のニーズに総合的に対応できる体制にあるもので、平成22年5月現在では全国で1件のみの設置となっている。(東京都「こどもの城」)

⑥その他の児童館

児童館と地域防犯

児童館では学童保育を実施しているところも多く, そういった地域では、学校から直接に児童館に向か う子どもたちを、地域防犯ボランティアたちが見守 っている。

地域安全マップづくりのイベントを児童館が主催 し、地域の子どもたちと自主防犯ボランティアたち が参加したという事例も多数あるほか、児童館が保 護者を対象とした防犯講座なども実施する場合、乳 幼児の保育を児童館で引き受け、シルバーボランティアがその手伝いをしてくれるという地域もある。 このように、地域防犯においては、児童館と地域の ボランティアたちとの連携も重要であると言える。

また、学校同様に不審者侵入の可能性も考えられるため、防犯カメラの設置、通報システムの整備、 児童館職員に対する防犯研修など、児童館の防犯対策の充実も求められている。